

新車の場合における特例措置について(その2)

注: その1(別紙)とその2は選択適用

○バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス※	—	平成31.4.1 ～ 令和1.9.30	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス※	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	—			取得価額から100万円控除

※一般乗合用バス又は一般貸切用バスに限る

○衝突被害軽減ブレーキ・車両安定制御装置搭載・車線逸脱警報装置搭載トラック等

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック	3.5t超8t以下	平成31.4.1 ～ 令和1.9.30	新車	取得価額から 350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t以下			
	5t超12t以下			
車両安定性制御装置搭載トラック	3.5t超8t以下			
車両安定性制御装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下			
車線逸脱警報装置搭載トラック	3.5t超8t以下			取得価額から 175万円控除
	20t超22t以下			
車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t以下			
	5t超12t以下			
	12t超			

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載トラック	3.5t超8t以下	平成31.4.1 ～ 令和1.9.30	新車	取得価額から 525万円控除
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下			
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載トラック	3.5t超8t以下			
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t以下			
	5t超12t以下			
車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載トラック	3.5t超8t以下			
車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下			
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載トラック	3.5t超8t以下			取得価額から 350万円控除
	8t超20t以下			
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5t超12t以下	取得価額から 525万円控除		

※「バリアフリー車両」に係る特例と「衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置搭載・車線逸脱警報装置搭載トラック等」に係る特例は選択適用

※「バス等」の等とは、乗車定員10人の乗用車